

## 成果連動型民間委託契約方式(PFS)とアウトカムズファンド

2021年1月25日

株式会社三井住友トラスト基礎研究所

PPP・インフラ投資調査部 副主任研究員 井口 邦洋

- 本レポートでは、官民連携の新たな手法として注目され、今後、国内での導入拡大が見込まれる「成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)」の仕組みや先行事例、今後の展望などについて考察した。
- PFSとは、地方公共団体等から民間事業者への報酬の支払いが成果指標の改善状況に連動して行われる仕組みを指す。「成果連動型支払い」という特性上、民間事業者の創意工夫による成果創出の余地が大きく、成果の客観的評価が可能な分野(医療・健康、介護、再犯防止等)において、活用の期待がとりわけ大きい。
- PFS(SIB)の活用は、地方公共団体等にとっては、行政課題解決への民間ノウハウの活用促進や費用対効果の向上などの効果が期待され、民間事業者にとっては、公共サービスへの参入機会の増大や成果に基づく適切な対価の受け取りなどのメリットがあると考えられる。
- 日本では2015年頃より実験的な取り組みが開始され、2021年1月現在、計34件のPFS事業が実施済み、もしくは実施中となっている。日本のPFSは「創生期から発展期への移行段階」にあると言え、事業の仕組みや参加するプレイヤーが多様化してきている点も注目される。政府は2020年3月に策定した「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(PFSアクションプラン)において、「重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)でPFS事業を実施した地方公共団体等の数を、2023年3月末までに100団体以上とする」ことを目標化している。
- PFS(SIB)の先進地である英国と米国には共通して、アウトカムズファンド(Outcomes Fund)と呼ばれる、PFS(SIB)発展の一因となった補助制度が存在する。アウトカムズファンドとは、複数のPFS(SIB)事業に資金を提供できるよう、政府等によって設立された基金を指す。日本政府も、PFSアクションプランにおいて、今後の具体的取組として「PFSの補助制度の検討」を掲げているが、その重要性和効果を鑑みると、「検討」に留まらない早期の「設立」が望まれる。

(本レポートは、一般社団法人不動産証券化協会「ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.57」掲載論文を基に、加筆・修正したものである。)

## I. PFSの概要

官民連携の新たな手法として、「成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)」への注目が高まっている。PFSは、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2019」で普及促進の方針が打ち出され、2020年4月に開催された「未来投資会議構造改革徹底推進会合『第4次産業革命』会合(PPP/PFI)」でもその重要性が確認されるなど、今後、国内での導入拡大が見込まれる。

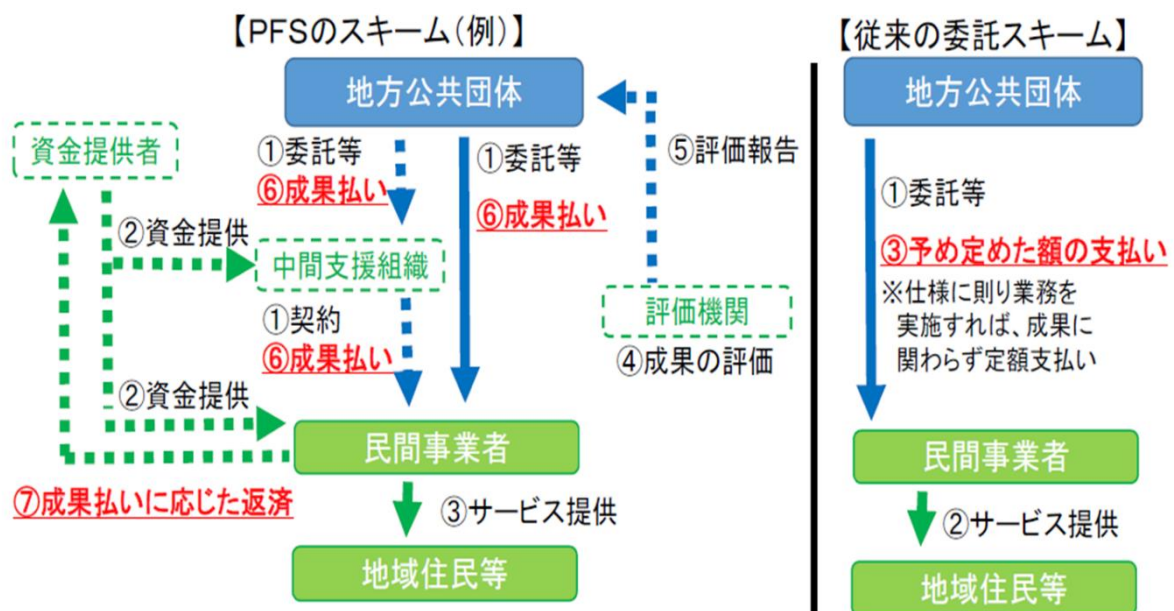
## I.1. 定義と特徴

内閣府は、2020年3月に策定した「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(以下、「PFSアクションプラン」)において、PFS(事業)の定義を次のように記している。

- 本アクションプランにおけるPFSによる事業(以下、「PFS事業」という。)とは、
  - ・国又は地方公共団体(以下「地方公共団体等」という。)が、民間事業者等に委託等して実施させる事業のうち、
  - ・その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され、
  - ・地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者等に委託等した際に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するものを指すこととする。
- また、PFSの一類型として、ソーシャル・インパクト・ボンド(以下「SIB」という。)がある。本アクションプランにおいて、SIBとは、PFS事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を成果に連動した地方公共団体からの支払額等に応じて行うものを指す。

つまりPFSの特徴は、地方公共団体等から民間事業者への報酬の支払いが、従来の委託契約とは異なり、成果指標の改善状況に連動して行われる点にあると言える(図表1)。また、社会課題解決の新たな手法として以前から注目されてきたソーシャル・インパクト・ボンド(SIB: Social Impact Bond)は、「PFSの一類型」として整理された。PFSのうち、外部資金調達のあるものがSIBということである(図表2)。なお、SIBには「Bond(債券)」という言葉が入っているものの、必ずしも債券が発行されるわけではない。PFSアクションプランでは、あくまでも「外部資金調達のあるPFSの仕組み」を表す概念として、SIBという名称が用いられている。

図表1 PFSのスキームと従来の委託スキームの比較



出所)内閣府 HP、「成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)ポータルサイト」

図表 2 PFS と SIB の関係性



出所)一般財団法人社会変革推進財団、「成果志向の公共サービスの実現に向けて 成果連動型民間委託契約 (PFS/SIB)の日本における導入期を振り返る」(2019年10月)

PFS事業の主な利害関係者(ステークホルダー)としては、行政機関やサービス提供者の他、中間支援組織、評価機関、資金提供者(※SIBの場合)などが挙げられる(図表3)。このうち中間支援組織とは、PFSの導入可能性の検討や事業全体の調整・進捗管理を担う主体を指す。ただし、事業によっては、サービス提供者が中間支援組織の役割を兼ねるなど、ステークホルダーの構成と役割には様々なパターンが存在し得る。

図表 3 PFS事業の主な利害関係者とその役割等

利害関係者 (ステークホルダー)	主な役割・機能	想定される組織
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的課題(事業テーマ)の特定及び各関係者の選定</li> <li>成果目標達成時の成果報酬(事業費及び配当金相当額費用等)の支払い等</li> </ul>	中央政府、地方公共団体
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定された社会課題に対する行政サービスの実施 等</li> </ul>	民間企業、NPO法人 等
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFS導入のための導入可能性調査(成果指標の設定、支払条件の設定等)</li> <li>サービス提供者の発掘・とりまとめ</li> <li>成果指標決定における調整</li> <li>契約締結の補佐及び事業の進捗管理</li> <li>資金提供者からの資金調達及び投資モデルの構築(※SIBの場合) 等</li> </ul>	シンクタンク、コンサルティング会社 等
評価機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>設定した成果指標の状況(達成度)を第三者の立場から評価 等</li> </ul>	大学、シンクタンク、監査法人 等
資金提供者 (※SIBの場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供者が事業を実施するために必要な資金を提供(その返済は、成果に連動した行政機関からの支払額等に応じて行われる)</li> </ul>	財団、民間金融機関、民間企業、個人(クラウドファンディング) 等

出所)内閣府 HP、「PFS事業事例集」及び一般財団法人社会変革推進財団、「成果志向の公共サービスの実現に向けて 成果連動型民間委託契約(PFS/SIB)の日本における導入期を振り返る」(2019年10月)をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

## I. 2. PFS 活用の効果と期待される分野

PFS アクションプランでは、PFS の活用により期待される効果として、次の4点が挙げられている。

- 行政課題の解決に民間事業者のノウハウ等が積極的に活用される又は、民間事業者による柔軟できめ細やかなサービスが提供され、国民の満足度の向上といったより高い成果(アウトカム)が創出される。
- 行政課題の解決に向けたノウハウを有する多様な民間事業者の公共サービスへの参入機会が創出され、民間事業者において、そのノウハウの蓄積・改善が進み、民間事業者の育成が促進される。
- 地方公共団体等から民間事業者に対する支払額等が、成果指標の改善状況に連動することで、個々の事業の費用対効果が高まり、ワイズスペンディング(賢い予算支出)が図られる。
- PFS を導入することで、解決を目指す行政課題(政策目的)に向け、事業とその成果との結び付き(因果等の関連性)を整理するとともに、成果指標を設定し、その測定に情報やデータを整備し、活用することにより、EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案)の推進が図られる。

ここでは主に行政側の視点から、PFS 活用の効果が述べられているが、民間事業者にとっては、①公共サービスへの参入機会の増大、②事業実施時の裁量範囲の拡大、③事業効果創出へのインセンティブの向上、④成果に基づく適切な対価の受け取りなどといった点にメリットがあるものと考えられる。

PFS は官民連携手法の一つであるため、基本的にあらゆる公共サービスに活用可能である。しかし、「成果連動型支払い」という特性上、民間事業者の創意工夫による成果創出の余地が大きく、成果の客観的評価が可能な分野において、活用の期待がとりわけ大きい。具体的には、政府が PFS 普及促進の「重点分野」と定める、医療・健康、介護、再犯防止<sup>1)</sup>の3分野が挙げられるだろう。

## II. 海外の PFS(SIB)とアウトカムズファンド

公共サービスへの PFS(SIB)の導入は、2010年に英国で初めて行われた。その後、欧州や米国を中心に広がりを見せ、日本でも、2015年頃より試行的な取組が開始されるに至った。ここでは、英国及び米国における PFS(SIB)の発展経緯と現状を紹介する。

### II. 1. 英国

2010年9月、英国のピーターバラ市にあるピーターバラ刑務所から出所した短期受刑者の再犯率減少を目的に開始された事業(Social Impact Bond at HMP Peterborough)が、世界初の SIB 事業と言われている。英国では当時、再犯の多発と、それによる刑務所運営コストの増加が問題となっていた。

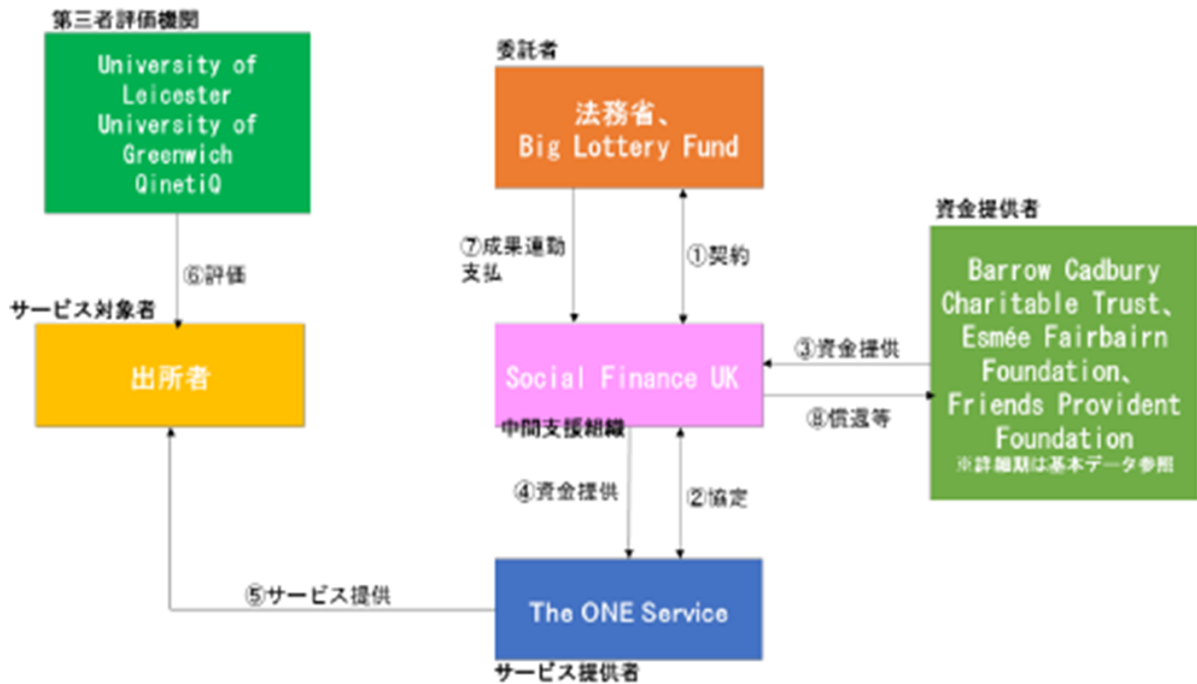
この事業では、政府から委託を受けた民間事業者が、出所者に対して住宅支援や就業支援等を行うこととなったが、その事業費として、外部の資金提供者(ロックフェラー財団等17の財団・団体)から、合計500万ユーロが提供(投資)されている(図表4)。

約6年間(2010年9月～2016年12月)にわたって実施された同事業の成果について、中間支援組織(Social Finance UK)とサービス提供者(The ONE Service)は共同で、「事業対象地域における出所者の再犯率が9%減少し、当初目標の7.5%を上回る成果が確認された」と発表している。また、資金提供者への返済については、「17の投資家に対し、元本の償還と年率3%を超えるリターンを分配する」ことを明らかにしている<sup>2)</sup>。

<sup>1)</sup> 法務省の「再犯防止推進計画」では、具体的な取り組みとして、「就労・住居の確保」、「学校等と連携した修学支援」、「保健医療・福祉サービスの利用の促進」などが挙げられている。

<sup>2)</sup> Social Finance UK 及び The One Service、Press Release「World's 1st Social Impact Bond shown to cut reoffending and to make impact investors a return」(2017年7月27日)

図表 4 英国ピーターバラ刑務所の SIB 事業の実施体制



出所)内閣府、「国外における PFS (成果連動型民間委託契約方式) 事業の事例調査報告書」(2020 年 2 月)

英国では、上記事業の実施後、急速に PFS (SIB) の導入が進み、2021 年 1 月現在、計 85 件の PFS (SIB) 事業が実施済み、もしくは実施中となっている<sup>3</sup>。このように英国において、世界に先駆けて PFS (SIB) の導入が進んだ背景としては、社会支出の増大や行政サービスの質の低下といった課題の存在が挙げられよう。また英国では、1990 年代より既に「民間資金を活用した社会資本整備 (PFI: Private Finance Initiative)」などの官民連携手法が導入されており、公共サービスに民間の資金やノウハウを活用する土壌が整っていたことも、背景の一つに挙げられるだろう。

## II. 2. 米国

米国では、2013 年 2 月にニューヨーク市で開始された未成年犯罪者の再犯防止を目的とした事業 (NYC ABLE Project for Incarcerated Youth) に、PFS (SIB) が初めて導入された。具体的には、ライカーズ島にある矯正施設に入所する未成年者に対して、更生プログラムを提供する事業となる。

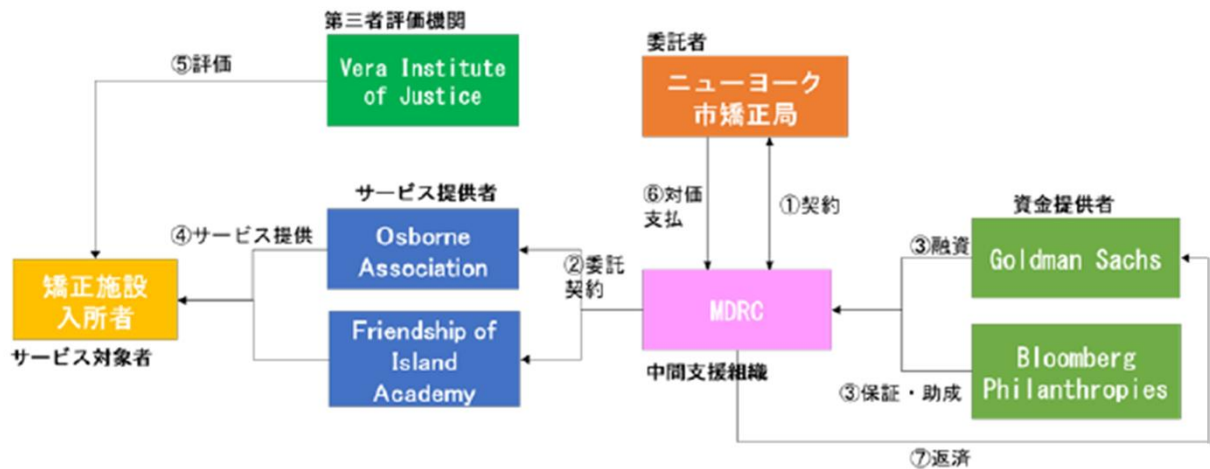
この事業では、貧困や教育問題に取り組む米国の非営利団体 (MDRC) が、ニューヨーク市との契約に基づき、中間支援組織として事業全体のとりまとめを行っている。その上で、MDRC から 2 者のサービス提供者 (Osbourne Association、Friends of Island Academy) へ、業務を委託する体制がとられた。また、ゴールドマンサックスが 960 万ドルを融資し、ブルームバーグ財団が最大 720 万ドルの債務保証を付けている (図表 5)。

しかし、当初 4 年間の予定で開始された同事業であるが、実施途中の 2015 年 8 月に、「成果指標 (再犯率減少) 達成の見込みが低く、サービス内容と再犯率減少の間に統計学的有意性が認められない」として、ゴールドマンサックスの申し出により中止されている。これによりゴールドマンサックスは、投資額からブルームバーグ財団の保証分を差し引いた損失を被ることとなった<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> Government Outcomes Lab (GO LAB) HP の Impact Bond Dataset V2 Beta より集計。

<sup>4</sup> MDRC、News「What We Learned From the Nation's First Social Impact Bond」(2015 年 7 月 2 日)

図表 5 米国ライカース島矯正施設の SIB 事業の実施体制



出所) 内閣府、「国外における PFS (成果連動型民間委託契約方式) 事業の事例調査報告書」(2020 年 2 月)

この事例は、特に資金提供者として SIB 事業への参入を検討する投資家等に、「成果連動型支払い」のリスクを強く意識させるものとなったが、PFS (SIB) の意義や必要性が否定されたわけではなく、むしろ、米国における関心は以前より高まったと考えられる。実際、その後 2018 年 2 月に、公共サービスへの PFS (SIB) 導入を促進するための新たな法律「社会的インパクト・パートナーシップ法 (SIPPR: Social Impact Partnerships to Pay for Results Act)」が制定され、2021 年 1 月現在、計 27 件の PFS (SIB) 事業が実施済み、もしくは実施中となっている<sup>5</sup>。

### II. 3. アウトカムズファンド

実は、英国と米国には共通して、PFS (SIB) 発展の一因となった補助制度が存在する。それが、アウトカムズファンド (Outcomes Fund)<sup>6</sup>である。アウトカムズファンドとは、複数の PFS (SIB) 事業に資金を提供できるよう、政府等によって設立された基金で、その財源のほとんどは国家予算となっている。

制度の詳細については、英国と米国でいくつかの違いがあるものの、アウトカムズファンドから PFS (SIB) 事業の委託者 (地方公共団体等) に対し、成果連動支払の一部補助が行われるというコンセプトは共通している (図表 6)。こうしたアウトカムズファンドの存在によって、委託者は財政負担を軽減できるため、PFS (SIB) 導入のインセンティブが高まることが期待される。

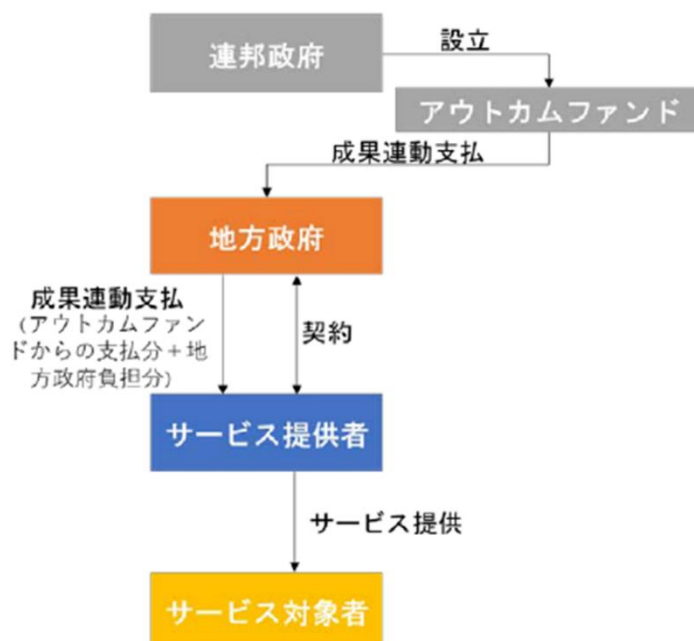
英国では、2012 年以降、7 つのアウトカムズファンドが設立されている (図表 7 上段)。ファンドの設立主体 (所管機関) が多様で、ファンドごとに支援対象分野が明確に区別されている点が特徴的である。こうすることで、各アウトカムズファンドに、特定分野の情報やノウハウが蓄積されることを期待したものとと言えるだろう。

一方、米国では、前述の SIPPR 制定後、同法律に基づき、連邦政府を所管とする単一のアウトカムズファンドが設立されている (図表 7 下段)。米国のアウトカムズファンドは、英国と対照的に、一つのファンドで様々な分野を対象としている点に特徴がある。窓口を一本化することで、PFS (SIB) 事業を効率的に実施・管理することを期待したものとと言えるだろう。

<sup>5</sup> Government Outcomes Lab (GO LAB) HP の Impact Bond Dataset V2 Beta より集計。

<sup>6</sup> 後段の引用図表 (図表 6, 7) の一部に「アウトカムズファンド」という表現が出てくるが、英国や米国では主に「Outcomes Fund」と表記されるため、本レポートでは統一的に「アウトカムズファンド」という表現を用いている。

図表6 アウトカムズファンド(米国)のスキームイメージ



出所)内閣府、「国外における PFS(成果連動型民間委託契約方式)事業の事例調査報告書」(2020年2月)

図表7 英国と米国のアウトカムズファンド

## 【英国のアウトカムズファンド】

アウトカムズファンド名	所管機関(省庁等)	設置期間(年)	予算規模(ポンド)	対象分野	支払基準
Innovation Fund for young people	労働年金省	2012~2015	3,000万	若年層雇用	レートカードに基づき支払う(※1)。(上限あり)
Social Outcomes Fund	内閣府	2013~2015	2,000万	省庁横断的分野(※2)	成果連動支払総額の20%(原則上限)を支払う。
Commissioning Better Outcomes Fund	National Lottery Community Fund(※3)	2013~2018	4,000万	省庁横断的分野	成果連動支払総額の20%(原則上限)を支払う。
Youth Engagement Fund	労働年金省、内閣府、法務省	2014~2018	1,600万	若年層雇用	レートカードに基づき支払う。(上限あり)
Fair Chance Fund	住宅・コミュニティ・地方自治省	2014~2018	1,500万	ホームレス対策	レートカードに基づき支払う。(上限あり)
The Rough Sleeping SIB Fund	住宅・コミュニティ・地方自治省、大ロンドン庁	2016~2019	1,000万	ホームレス対策	レートカードに基づき支払う。(上限あり)
Life Chances Fund	デジタル・分野・メディア・スポーツ省	2016~2025	8,000万	若年層雇用、児童福祉、薬物・アルコール中毒、健康増進、高齢者福祉、幼児福祉	成果連動支払総額の20%(原則上限)を支払う。

※1) 成果指標や支払基準の設定を平準化・効率化するために、成果指標と支払額の目安を予め一覧化したもの。

※2) 複数の省庁にまたがる分野を支援する。主に実績の少ない新規分野での PFS 事業化を目的とする。

※3) 英国で販売されている宝くじ「National Lottery」の収益の一部を運営資金として運営する公益団体。

## 【米国のアウトカムズファンド】

アウトカムファンド名	所管機関 (省庁等)	設置期間 (年)	予算規模 (ドル)	対象分野	支払基準
SIPPRにに基づくアウトカムファンド	連邦政府 (採択手続き 及び予算管理 は財務省)	2018～ 2028	【内訳】 成果連動支払額 約1億 導入可能性調査補助 6,600万 評価費用補助 1,000万 その他費用 1,500万 900万	教育、健康・福祉、住宅、累犯、家庭、雇用	連邦政府が、案件ごとに成果連動支払額を決定し、支払う(※4)。

※4) 連邦政府による成果連動支払額は、事業によって想定される価値(連邦政府の行政コスト削減額+連邦政府の税収増)、地方政府の行政コスト削減額、成果創出の可能性、評価の厳格性、サービスを実施するサービス提供者の遂行能力及び継続的にサービスを実施する能力等に基づいて決定される。なお、支払額は連邦政府に寄与する価値(連邦政府の行政コスト削減額+連邦政府の税収増)を下回る範囲で設定される。

出所)内閣府、「国外におけるPFS(成果連動型民間委託契約方式)事業の事例調査報告書」(2020年2月)

## III. 日本のPFSの現状

日本のPFSの“現在地”は、「創生期から発展期への移行段階」にあると言えるだろう。

## III. 1. 創生期

英国や米国でのPFS(SIB)の発展を受け、日本でも2015年頃より、いくつかの地域で実験的な取組が行われ始めた。なかでも、日本財団の助成により実施された横須賀市の「家庭養護推進SIB事業」、尼崎市の「ひきこもりアウトリーチSIB事業」、福岡市等7自治体における「認知症予防SIB事業」の3つのパイロット事業は、日本のPFSの先駆けになったと言えるだろう。

そして、2017年のほぼ同時期に、八王子市の「大腸がん検診・精密検査受診率向上事業」と神戸市の「糖尿病性腎症等重症化予防事業」という2つの本格的PFS(SIB)事業が開始された。(図表8、9、10)。

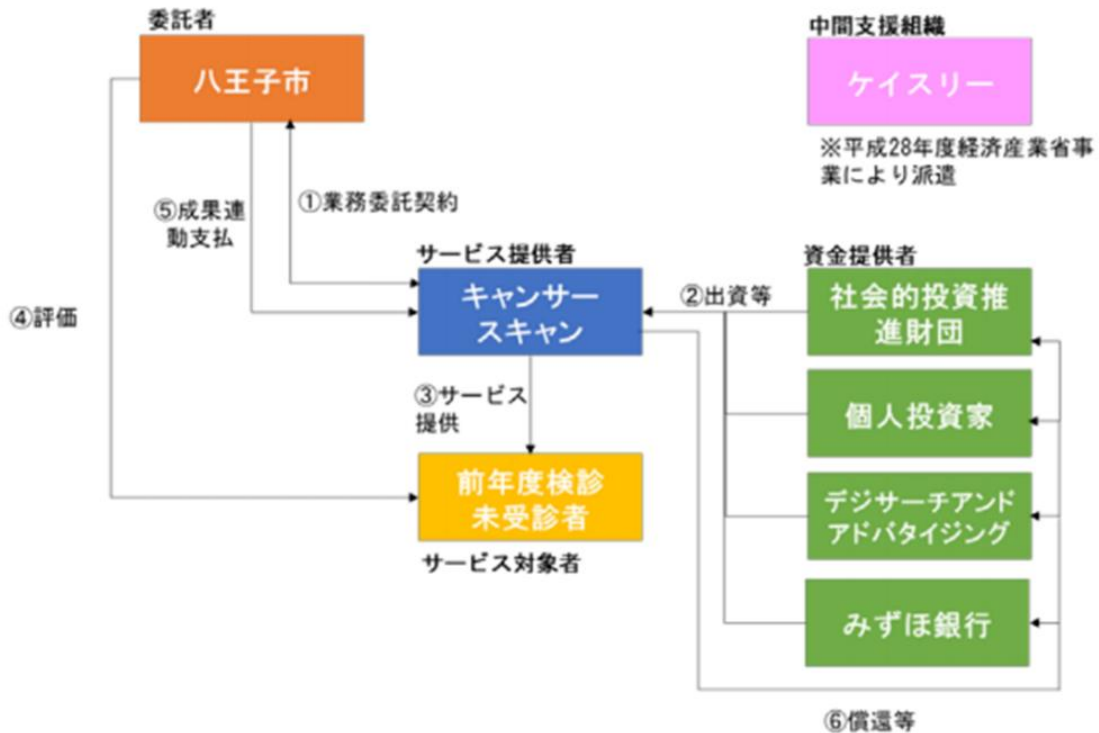
図表8 八王子市及び神戸市のSIB事業の概要

	八王子市(東京都)	神戸市(兵庫県)	
事業名	大腸がん検診・精密検査受診率向上事業	糖尿病性腎症等重症化予防事業	
実施期間	2017年5月～2019年8月	2017年7月～2020年3月	
事業内容	対象者の過去の検診・検査情報と人工知能を活用し、オーダーメイドの受診勧奨を行い、大腸がん早期発見者数を増やす。	食事療法等の保健指導を行い、対象者の生活習慣の改善を通じて、ステージの進行/人工透析への移行を予防する。	
成果指標	①大腸がん検診受診率 ②大腸がん精密検査受診率 ③追加早期がん発見者数	①保健指導プログラム修了率 ②生活習慣改善率 ③腎機能低下抑制率	
サービス対象者	八王子市国保加入者のうち、前年度大腸がん検診未受診者	神戸市国保加入者のうち、糖尿病性腎症患者	
事業関係者	サービス提供者	株式会社キャンサーズキャン	株式会社DPPヘルスパートナーズ
	資金提供者	・株式会社デジサーチアンドアドバイジング ・株式会社みずほ銀行 ・個人投資家 ・一般財団法人社会的投資推進財団(現:一般財団法人社会変革推進財団)	・株式会社三井住友銀行 ・個人投資家 ・一般財団法人社会的投資推進財団(現:一般財団法人社会変革推進財団) ※各資金提供者は、SMBC信託銀行が提供する信託手法に基づき資金提供を実施。
	中間支援組織	ケイスリー株式会社	一般財団法人社会的投資推進財団(現:一般財団法人社会変革推進財団)

出所)内閣府HP、「PFS事業事例集」及び経済産業省、「経済産業省におけるSIBに関する取組と介護予防分野への波及の期待」(2019年2月)をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

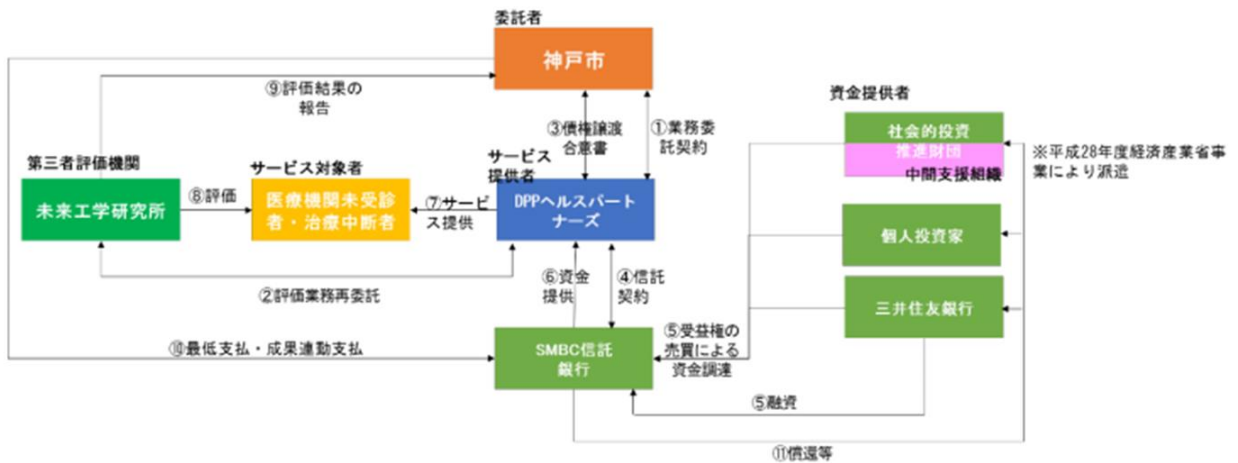


図表 9 八王子市の SIB 事業の実施体制



出所)内閣府 HP、「PFS 事業事例集」

図表 10 神戸市の SIB 事業の実施体制



出所)内閣府 HP、「PFS 事業事例集」

両事業とも既に事業期間は終了しており、八王子市は2020年11月、神戸市は2020年10月に最終報告書及び評価結果等を公表している。

それによると、八王子市の事業では、3つの成果指標(①大腸がん検診受診率、②大腸がん精密検査受診率、③追加早期がん発見者数)のうち、①及び②は目標値を上回る成果を達成し、③は目標未達成となった。具体的には、「①大腸がん検診受診率」は目標値15%以上に対して26.8%、「②大腸がん精密検査受診率」は目標値79%以上に対して82.1%、「③追加早期がん発見者数」は目標値1人以上に対して0人、という結果である。なお、③が目標未達成となった要因としては、当該成果指標の妥当性や設定方法に問題があった点が指摘されている。

委託者(八王子市)からサービス提供者への支払総額(事業費相当額)は、上述の成果指標達成状況に基づき、市の予算措置可能上限額約 976 万円に対し約 540 万円となった。なお、資金提供者への償還や配当等に関する情報は公表されていない。また、その他に特筆すべき事業効果として、市は、本事業実施による“医療費適正化効果”を全体で約 3,914 万円と試算している。これは、大腸がん検診等の受診率を向上させ、大腸がんの早期発見率を高めることにより、市が負担する医療費をどの程度抑制できるかをシミュレーションしたものである(市が独自に開発した“医療費適正化効果額相関表<sup>7)</sup>”に本事業効果を当てはめ、金額を算出したもの)。その上で、市は、「仮に今回のモデル事業で本市が準備できた予算規模(約 976 万円)を全て支払っても十分な医療費適正化効果があったと言える。」と結論付けている。

一方、神戸市の事業では、3つの成果指標(①保健指導プログラム修了率、②生活習慣改善率、③腎機能低下抑制率)のうち、①及び②は目標値を上回る成果を達成し、③は目標未達成となった。具体的には、「①保健指導プログラム修了率」は目標値 80%に対して 100%、「②生活習慣改善率」は目標値 75%以上に対して 95%、「③腎機能低下抑制率」は目標値 80%に対して 32.9%、という結果である。③が目標値を大幅に下回っているが、その要因としては、評価対象者(群)の設定方法に問題があった点が指摘されている。一方、成果指標には明示的に現れない副次的な効果として、対象者の BMI(ボディ・マス指標)<sup>8)</sup>や血圧、中性脂肪に改善が見られたことも併せて報告されている。

委託者(神戸市)からサービス提供者への支払額(事業費相当額)は、上述の成果指標達成状況に基づき、市の債務負担行為設定額 3,406 万円に対し 2,943 万円となった。なお、資金提供者への償還等も行われたとされているが、詳細は公表されていない。

以上、いずれの事業も、「一部目標未達成」との結果に終わったが、前例がない中での指標や評価方法の設定には難しさもあったと考えられ、この点のみを持って PFS の有効性を論じるのは適切ではないだろう。むしろ、一部の取組においては、サービス提供者の総意工夫により、従来を超える事業効果を創出したり、事業全体に係る財政支出の抑制(適正な事業費の支払)につながったりしたことは、PFS の特性が活かされた結果と言えよう。また、こうして公共サービスの事業効果が数値化され、エビデンスに基づく検証と改善が可能となったこと自体が、PFS 活用の大きなメリットでもありとも考えられる。

### Ⅲ. 2. 創生期から発展期へ

内閣府の PFS 事業事例集によると、これまで日本で実施済み、もしくは実施中の PFS 事業の数は、2021 年 1 月現在、計 34 件である(図表 11)。

図表 11 日本の PFS 事業一覧(2021 年 1 月時点)

分野	団体名	事業名称	開始年度
医療・健康	八王子市	大腸がん検診・精密検査受診率向上事業	2017
医療・健康	神戸市	糖尿病性腎症等重症化予防事業	2017
医療・健康	・伊那市 ・下諏訪町 ・南相馬市、田村市、只見町、上ノ国町、南越前町、長柄町、平塚市	健康寿命延伸のための成果報酬型健康増進プログラム	2017 2018 2019
医療・健康	広島県、竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市	SIBの手法を用いた新たながん検診の個別受診勧奨業務	2018

<sup>7)</sup> 2021 年 1 月現在、市のホームページにて一般に公開・提供されている。

<sup>8)</sup> 肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数(厚生労働省 e-ヘルスネット)

分野	団体名	事業名称	開始年度
医療・健康	大分県、別府市、中津市、豊後大野市	服薬指導	2018
医療・健康	岡山市	SIBを活用した健康ポイント事業	2018
医療・健康	多摩市	多摩市国民健康保険糖尿病重症化予防事業	2019
医療・健康	【第1期】川西市、見附市、白子町 【第2期】宇部市、遠野市、八幡市、指宿市、美里町	飛び地自治体連携型大規模ヘルスケアプロジェクト	2018 2019
医療・健康	福岡市	国民健康保険適正服薬推進事業	2019
医療・健康	浦添市	大腸がん検診受診勧奨PFS事業	2019
医療・健康	埼玉県	がん検診成果連動型事業所インセンティブ事業	2019
医療・健康	鎌倉市	鎌倉市生活保護被保護者健康管理支援業務	2019
医療・健康	山梨県	やまなしデータdeヘルス事業	2019
医療・健康	豊中市	豊中市在住・在勤の喫煙者に対する禁煙支援事業	2019
医療・健康	横浜市	産婦人科医・助産師・小児科医による遠隔健康医療相談サービス事業	2019
介護	・滋賀県 ・品川区 ・川崎市、岡山市 ・福井県、江戸川区 ・名古屋市、関市 ・埼玉県	要介護度改善ケア奨励事業	2012 2013 2014 2015 2016 2018
介護	天理市	天理市高齢者の「活脳教室」による認知症予防対策	2017
介護	合志市	要支援認定者の生活自立支援	2018
介護	大牟田市	要介護(要支援)認定者の自立支援促進による地域づくり事業	2018 2019
介護	大牟田市	要支援・要介護者自立支援・重度化防止業務	2019
介護	堺市	介護予防「あ・し・た」プロジェクト	2019
介護	雲南市	ショッピングリハビリによる介護予防事業	2019
介護	大川市	大川市成果連動型認知症予防事業	2019
介護	奈良市	遊休耕作地を活用した認知症高齢者等の社会参加と認知症予防プロジェクト	2019
介護	美馬市	美馬市版SIBヴォルティスコンディショニングプログラム	2019
その他	東近江市	東近江市版SIB事業	2016 2017 2018 2019
その他	久留米市	地域力強化のためのローカルログイン推進事業	2017 2018 2019
その他	大阪府	里親登録支援	2018
その他	池田市	フリースクール事業による不登校の子供への相談・通学指導を通じた自立支援	2018 2019
その他	佐倉市	引きこもり等の社会的孤立者へのアウトリーチによる就労に向けたステップアップ支援	2018 2019
その他	西条市	西条市版SIB事業	2018 2019
その他	岡山市	岡山市生涯活躍就労支援事業	2019
その他	鎌倉市	本庁舎の管理業務等に係るコスト削減支援業務	2019
その他	東京都	子供が輝く東京・応援事業【成果連動型助成】	2019

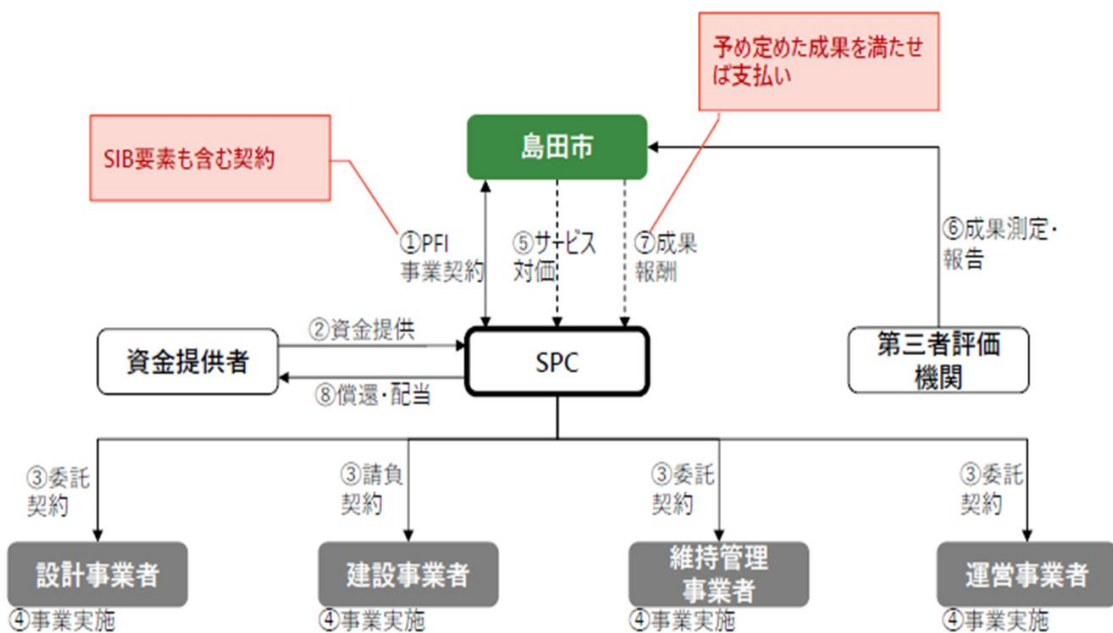
出所)内閣府 HP、「PFS 事業事例集」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

先行する英国などと比べると実績はまだ少ないが、事業の仕組みや参加するプレーヤーが多様化してきている点は、注目に値する。

例えば広島県では、県と県内6市が合同で実施する日本初の広域連携型SIB事業である「ソーシャルインパクトボンド(SIB)の手法を用いた新たながん検診の個別受診勧奨業務」が、2018年10月より実施されている。この事業では、メガバンク(みずほ銀行)と地域金融機関(広島銀行)が連携して資金提供を行い、さらには、投資型クラウドファンディングを通じて個人投資家も資金提供を行うなど、仕組み面での新たな挑戦も行われている。

また、静岡県島田市で2020年1月に実施方針が公表された「金谷地区生活交流拠点整備運営事業」<sup>9</sup>は、旧庁舎跡地に公民館や図書館、都市公園等から成る“生活交流拠点”を新たに整備し、地域コミュニティの活性化を図ろうとするものであるが、施設整備を主とする事業全体にPFI、運營業務の一部(施設を活用した地域住民の交流・にぎわい創出に関する活動)にSIBを活用するという、“PFIとPFS(SIB)のコンビネーション”とも呼べる新しい試みが行われている(図表12)。この仕組みの特長としては、施設の整備・運営のみならず、その施設を活用して生み出される社会的な成果(ここでは「地域の交流・にぎわい創出」)に至るまで、一貫して官民双方の強いコミットメントを引き出せる点が挙げられる。また、PFIによる資金調達とSIBによる資金調達を別の主体から行うことも許容されているため<sup>10</sup>、事業参入への可能性が広がる点も特長として挙げられるだろう。

図表12 島田市のSIB事業で想定されている実施体制



※第三者評価機関は市が設置する。

※成果未達リスクは、資金提供者が負う場合、SPCが負う場合、両者が負う場合の3通りが想定される。

出所) 島田市資料

#### IV. 日本のPFSの今後の展望

最後に、日本のPFSの今後の展望について考察する。

PFSアクションプランでは、普及促進の当面の目標として、「重点3分野(医療・健康、介護、再犯防止)でPFS

<sup>9</sup> 2020年8月に実施方針(改訂版)が公表され、同月、PFIの特定事業として選定された。

<sup>10</sup> 「金谷地区生活交流拠点整備運営事業 実施方針等に関する質問・意見及び回答」(2020年3月19日公表)

事業を実施した地方公共団体等の数を、2023年3月末までに100団体以上とする」ことが掲げられている。2019年2月時点でPFS事業の実施団体数は17であるため<sup>11</sup>、これを起点に考えると、単純計算で1年間に21団体ずつ増やしていく必要がある。ただ、2019年2月から2021年1月までの約2年の間に、実施団体数は少なくとも44増えている<sup>12</sup>(1年に換算すると22団体の増加)ため、これまでのところ、ほぼ目標どおりに普及していると言える。今後は、PFS事業の委託者である行政側のニーズに加え、受託者(サービス提供者、中間支援組織)あるいは資金提供者である民間側のSDGsやESG投資への関心の高まりなども、追い風になってくるだろう。

こうした時流をうまく捉え、日本のPFSを創生期から発展期へと確実に移行させるためには、政府がPFSアクションプランにおいて示した各種取組、具体的には、「共通のガイドラインの作成」、「PFSを活用する地方公共団体等に向けた支援(導入可能性の検討の支援等)」、「PFS事業の横展開に向けた理解促進」、「PFSの補助制度の検討」の確実な履行が必須となる。なかでも「PFSの補助制度の検討」は、英国と米国の事例で紹介したアウトカムズファンドのような仕組みを指すものであり、その重要性と効果を鑑みると、「検討」に留まらない早期の「設立」が望まれるところである。また、事業の質の向上の観点からは、八王子市や神戸市の事例のように、先行して事業終了を迎えるPFS(SIB)事業の結果を実施団体が可能な限り公開し、そこで得られた教訓を政府が一つ一つ丁寧且つ確実に集約した上で、ガイドライン等に反映していくことも重要である。

PFSは、効果的且つ効率的な社会課題の解決に資するとともに、民間事業者の新たなビジネス機会を創出する、官民連携の新しい手法である。今後、より多くの関係者が、その意義を体感するところとなり、日本のPFSが一層の発展を遂げることを期待している。

<sup>11</sup> 2019年2月時点のPFS事業実施件数は18であるが、団体の重複や、同一事業を複数の団体が共同実施している事例があるため、それらを勘案すると、実施団体数は17となる。

<sup>12</sup> 2021年1月時点で内閣府HPの「PFS事業事例集」に掲載されている61団体の中から、2019年2月時点で「PFS事業実施済み又は実施中」とされていた17団体を除いた団体の数(44団体)。なお、同ファイルには、必ずしも全ての実績が掲載されているわけではないと思われるため、実際の数はいずれもこれより多い可能性がある。

## 参考文献

- 内閣府、「経済財政運営と改革の基本方針 2019 ～『令和』新時代:『Society 5.0』への挑戦～」(2019年6月21日)
- 内閣府、「成長戦略実行計画」(2019年6月21日)
- 内閣府、「経済財政運営と改革の基本方針 2020 ～危機の克服、そして新しい未来へ～」(2020年7月17日)
- 内閣府、「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」(2020年3月27日)
- 内閣府 HP、「成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)ポータルサイト」(<https://www8.cao.go.jp/pfs/pfstoha.html>)
- 内閣府 HP、PFS セミナー資料「成果連動型民間委託契約方式(PFS)による事業について」(2020年2月3日)  
([https://www8.cao.go.jp/pfs/seminar/naikakuhu\\_20200203.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfs/seminar/naikakuhu_20200203.pdf))
- 佐藤正謙・岡谷茂樹・村上祐亮・福島隆則 編「インフラ投資 PPP/PFI/コンセッションの制度と契約・実務」日経 BP(2019年)
- 一般財団法人社会変革推進財団、「成果志向の公共サービスの実現に向けて 成果連動型民間委託契約(PFS/SIB)の日本における導入期を振り返る」(2019年10月)
- Global Steering Group for Impact Investment (GSG) 国内諮問委員会、「日本におけるインパクト投資の現状」(2020年3月31日)
- Global Steering Group for Impact Investment (GSG) 国内諮問委員会、「インパクト投資拡大に向けた提言書 2019」(2020年4月)
- 内閣府、「平成30年度 社会的課題の解決に寄与する活動に対する資金提供に関する海外調査 報告書」(2019年3月)
- 内閣府、「国外における PFS(成果連動型民間委託契約方式)事業の事例調査報告書」(2020年2月)
- 内閣府、「国外の PFS(成果連動型民間委託契約方式)に係る支援制度の事例調査報告書」(2020年2月)
- 内閣府 HP、資料「英国における PFI の現状等について」([https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/goudou/21kai/pdf/shiryo\\_b\\_21\\_1.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/goudou/21kai/pdf/shiryo_b_21_1.pdf))
- Social Finance Limited、「OUTCOMES FUNDS」  
([https://www.socialfinance.org.uk/sites/default/files/publications/sf\\_outcomes\\_fund\\_note\\_feb\\_2018.pdf](https://www.socialfinance.org.uk/sites/default/files/publications/sf_outcomes_fund_note_feb_2018.pdf))
- European Venture Philanthropy Association (EVPA) HP、「POLICY BRIEF Outcomes Funds in Europe」(<https://evpa.eu.com/knowledge-centre/publications/outcomes-funds-in-europe>)
- GOV.UK、「A Simple Guide to Payment by Results」(2013年3月25日)
- GOVERNMENT OUTCOMES LAB (GOLAB) HP (<https://golab.bsg.ox.ac.uk/the-basics/>)
- GOVERNMENT OUTCOMES LAB (GOLAB)、「Lessons learned from the planning and early implementation of the Social Impact Bond at HMP Peterborough」(2011年5月)
- Responsible Investor HP、News「Investors in Peterborough prison bond, the world's first social impact bond, to get 3% return」(2017年7月27日)  
(<https://www.responsible-investor.com/articles/peterboro-sib>)
- Social Finance、The One Service、Press Release「World's 1st Social Impact Bond shown to cut reoffending and to make impact investors a return」(2017年7月27日)  
(<https://www.socialfinance.org.uk/sites/default/files/news/final-press-release-pb-july-2017.pdf>)
- MDRC、News「What We Learned From the Nation's First Social Impact Bond」(2015年7月2日)  
(<https://www.mdrc.org/news/mdrc-news/what-we-learned-nations-first-social-impact-bond>)
- U.S. DEPARTMENT OF THE TREASURY HP、「SIPRA - Pay for Results」(<https://home.treasury.gov/services/social-impact-partnerships/sipra-pay-for-results>)
- 日本貿易振興機構(JETRO)、「米国主要州における PPP 法規制と運用状況に関する調査報告書」(2018年3月)
- HARVARD Kennedy School Government Performance Lab HP、「Results-Driven Contracting: An Overview」  
([https://hwpi.harvard.edu/files/govlabs/files/results\\_driven\\_contracting\\_overview.pdf](https://hwpi.harvard.edu/files/govlabs/files/results_driven_contracting_overview.pdf))
- 法務省、「再犯防止推進計画」(2017年12月15日)
- 内閣府 HP、「PFS 事業事例集」(<https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>)
- 内閣府、「成果連動型民間委託契約に係るアンケート調査の結果について」(2019年4月25日)

八王子市・ケイスリー株式会社・株式会社キャンサーズキャン、「大腸 がん検診・精密検査受診率向上事業におけるソーシャル・インパクト・ボンド導入モデル最終報告書」

神戸市、「平成 29 年度『未受診もしくは治療中断中の糖尿病等罹患者に対する糖尿病性腎症等重症化予防のための受診勧奨・保健指導事業委託業務』中間成果評価報告書」(2018 年 10 月 24 日)

神戸市、「神戸市における SIB を活用した糖尿病性腎症等重症化予防事業 最終評価報告」

ケイスリー株式会社 HP、プレスリリース「八王子市の『ソーシャル・インパクト・ボンド』事業、早期がん発見者数増加に向け、中間成果目標を達成 ～初回の成果連動型支払いを実行～」(2018 年 10 月 27 日) (<https://www.sib.k-three.org/blog/e975b86f3c9>)

ケイスリー株式会社 HP、プレスリリース「国内初の広域連携型『ソーシャル・インパクト・ボンド』を組成ー広島県および県域6自治体と広域連携にて成果連動型の官民連携手法を導入ー」(2018 年 11 月 30 日) (<https://www.k-three.org/blog/sib-hiroshima>)

経済産業省 HP、ニュースリリース「経済産業省が平成 28・29 年度に事業化を支援した神戸市・八王子市・広島県の SIB 事業の進捗及び成果」(2019 年 1 月 22 日) (<https://www.meti.go.jp/press/2018/01/20190122001/20190122001.html>)

経済産業省 HP、「ヘルスケア分野におけるソーシャル・インパクト・ボンド」([https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/socialimpactbond.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/socialimpactbond.html))

経済産業省 HP、資料「経済産業省におけるソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)に関する取組」([https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/metisocialimpactbond.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/metisocialimpactbond.pdf))

経済産業省・一般財団法人社会変革推進財団、「神戸市における SIB を活用した未受診もしくは治療中断中の糖尿病等罹患者に対する糖尿病性腎症等重症化予防のための受診勧奨・保健指導事業 最終評価結果を踏まえた事業総括」(2020 年 10 月)

新・公民連携最前線 HP、「広島県と県内 6 市の連携で、SIB による大腸がん検診の受診勧奨」(2018 年 12 月 4 日) (<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/news/120300974/>)

広島県 HP、「ソーシャルインパクトボンド(SIB)の手法を用いた新たながん検診の個別受診勧奨の実施について」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/337092.pdf>)

島田市、「金谷地区生活交流拠点整備運営事業実施方針」(2020 年 1 月 10 日)

新・公民連携最前線 HP、「運営段階で SIB 導入、島田市で新設の交流施設 PFI で」(2020 年 1 月 5 日) (<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/PPP/news/011501413/>)

【お問い合わせ】 PPP・インフラ投資調査部

<https://www.smtri.jp/contact/form-investment/index.php>

1. この書類を含め、当社が提供する資料類は、情報の提供を唯一の目的としたものであり、不動産および金融商品を含む商品、サービスまたは権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介等を目的としたものではありません。銘柄等の選択、投資判断の最終決定、またはこの書類のご利用に際しては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。
2. この書類を含め、当社が提供する資料類は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、当社はその正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料は作成時点または調査時点において入手可能な情報等に基づいて作成されたものであり、ここに示したすべての内容は、作成日における判断を示したものです。また、今後の見通し、予測、推計等は将来を保証するものではありません。本資料の内容は、予告なく変更される場合があります。当社は、本資料の論旨と一致しない他の資料を公表している、あるいは今後公表する場合があります。
3. この資料の権利は当社に帰属しております。当社の事前の了承なく、その目的や方法の如何を問わず、本資料の全部または一部を複製・転載・改変等してご使用されないようお願いいたします。
4. 当社は不動産鑑定業者ではなく、不動産等について鑑定評価書を作成、交付することはありません。当社は不動産投資顧問業者または金融商品取引業者として、投資対象商品の価値または価値の分析に基づく投資判断に関する助言業務を行います。当社は助言業務を遂行する過程で、不動産等について資産価値を算出する場合があります。しかし、この資産価値の算出は、当社の助言業務遂行上の必要に応じて行うものであり、ひとつの金額表示は行わず、複数、幅、分布等により表示いたします。